

集団はいつ行為者となるか ——P. プティットの議論に見る集団行為者性の関係的性格——

筒井 晴香

本稿では、集団そのものがひとりの行為者となることは可能か、また可能ならばそれはどのような場合かについて、P. プティットの議論を批判的に検討しつつ考察を行っていく。

先に本稿での用語法について述べておこう。以下では、集団そのものがそのメンバー個人個人やそれらの集まりとは区別される形でひとりの行為者であると言えるような場合、その集団を「集団行為者¹」と呼ぶことにする。また、メンバー個人個人に還元されないような集団行為者の成立を認める立場を「非還元主義」と呼び、それに対し、集団行為者のように見えるものは実際のところそのメンバーである行為者個人個人から構成されており、それらに還元可能であると考える立場を「還元主義」と呼ぶこととする。²

プティットは、集団の意思決定においてあるジレンマが生じることと、そのジレンマに際して、集団においてこれまで為されてきた決定と整合的な決定を下すべしというプレッシャーが生じることを論じ、そこから集団行為者性の成立を導く議論を行う。彼の議論に対する本稿の立場はやや複雑な形を取るが、それは以下のようなものである。即ち、プティットが述べるようなジレンマの成立は実のところ困難であり、それに基づいて集団に固有の行為者性の成立を主張することにも困難がある。だがそれにもかかわらず、プティットの議論は、還元不可能な集団行為者性が見出される局面に関する重要な示唆を含んでいる。それは、「集団にとって、社会的関係の中で信用や尊敬を得ることが重要であ

¹ 以下ではこの表現に応じて「集団行為者性」の語も用いる。

² 還元主義／非還元主義の対立についてはD. P. シュヴァイカート (Schweikard 2008) を参照せよ。但し、シュヴァイカートの論述は従来の「還元主義」という語の使用の単なる明確化ではなく、改訂的な提案を含むものと考えられる。

り、³ その点が集団行為者性の成立を下支えしている」という論点において見出される。本稿ではこの論点を掘り下げていくことで、集団行為者性を関係的・間主観的なものとして捉える見方を示したい。

1. 集団が行為者となる可能性

1.1. 集団は行為者となりうるか

集団行為者が成立する可能性を認める動機付けは、それなりにあると言える。具体的には次のようなものである。ある種の集団は、日常的には明らかに意図や行為、また信念等の様々な態度を帰属されている。具体的には、チームや委員会、企業、政府といった集団について、例えば「サッカーチームが得点を上げる」、「委員会が決定を下す」、⁴ また「企業が責任を取って謝罪する」といった表現は、ごく普通に用いられている。

このように、集団それ自体を意図や行為の主体として扱うことは日常的に頻繁に為されている。すると、集団が個人と同様に行為者としての身分を持つことは、ごく普通にあることのように思われる。

だが、このような考え方に対しては、直ちに次のような疑問が浮かんで来よう。

日常場面において集団が行為者のように扱われる場合は確かにある。だが、それは単に比喻表現を用いたり、あるいは簡潔さや利便性のために道具的な表現を用いたりしているだけであって、人間に対して意図や行為を帰属させるのと同列には考えられないのではないか。より詳しく述べれば、そのような表現は文字通りのものではなく、実際には責任者など具体的なメンバーの意図や判断、行為と、その結果として集団内外に生じた出来事について述べたものであると考えられる。つまり、集団の意図や行為と言われているものは結局のところ、メンバーの意図や行為に還元可能なのではないか。

³ 本稿においては、この点（信用や尊敬を得ることの重要性）はあくまでも特定の種類の集団にのみ当てはまるものと考えた上でブティットの議論を解釈する。詳しくは後述する。

⁴ 以上二つの例はシュヴァイカート（Schweikard, 2008: 103）による。

このような疑問については後でより詳細な検討を行うが、ここではひとまず簡単な回答を与えることで、集団が意図や行為の主体となりうるというアイデアに一定の理があることを示し、次節以降の議論につなげたい。

まず、集団への意図や行為等の帰属が単なる比喩的・道具的なものに過ぎないという考えについては、次が言える。意図や信念といった心の状態に関して言えば、現在の心の哲学において集団に心が帰属されるというアイデアは十分に採用可能である。広く受け入れられている機能主義や解釈主義といった立場はいずれも、個人として人間以外のものが心を持ちうるという帰結を持つ。⁵ 当然ながら、集団が心的状態を持ちうるとしても、それは個人の心的状態と異なった特徴を持つ状態でありうるが、そのこと自体は集団が心的状態を持ちえないことを含意しない。

そして、還元可能性については、次の点を指摘したい。わたしたちはしばしば、メンバー個人の実際の志向的状态を参照することなしに、集団そのものに帰属される態度や行為を直接問題にする (Tollefsen, 2002: 29)。この点は、大規模な集団や複雑な構造を持つ集団を思い浮かべると理解しやすいが、小規模でシンプルな集団に関しても同様のことはありうるだろう (例えば、従業員が数名程度の小さな企業などを考えてみよ)。むしろ、企業のような集団に属している人の意図や行為を問題にするのであれば、特定の個人について考える場合であっても、その人が属する集団自体の意向をまず考慮に入れなければ理解が困難になる場合がありえよう。例えば、ある人が自分の持つ様々な信念や欲求に照らして明らかに不合理な仕方で行為しており、それでもなおその人がそのように行為する理由が、「自分は自らの属する集団の意向に従わなければならない」ということ以外にはないような場合である。後述する、政府の意向に従って自分の考えを押し殺す役人のケースなどはこの一例となろう。このような場合は、「まず集団の意図ありきで、それを参照する形で個人の意図が初めて理解される」といった事態が生じているように思われる。つまり、集団の意図とされるものが個人の意図に先立ち後者を制約するということが起きている

⁵ 戸田山は現代の心の哲学における主要な立場を検討し、いずれも、個人には心があるが集団にはないという見解を支持するものではないことを示している (戸田山, 2012: 118-24)。

ように思われるのである。この点は、集団それ自体が意図を持つというアイデアに、一定のもっともらしさを与えるのではないか。

以上により、本稿では集団それ自体に意図や行為・心的状態が帰属される場合があるという可能性をポジティブに捉え、次節以降でより詳細に検討を加えていくこととする。

1.2. 集団が行為者となりうる時

集団のメンバーでなく、まさに集団それ自体に意図や行為が帰属されるような場合とは、どんなものだろうか。ひとつの考え方として、以下に述べるようなものがある。

集団そのものに意図が帰属されるとき、その意図は、メンバー個人の意図からの構成物とは言えないほどに、メンバー個人のそれとは独立したものになると考えられる。つまり、集団そのものの振舞いが、メンバー個人個人やその関係のみによっては捉えきれない固有の自律性を帯びるときこそ、集団にそれ自体の意図を帰属させざるを得なくなってくるのではないか。

集団それ自体の意図や行為、態度について論じる文脈でよく取り上げられるケースとして、「集団が下す判断と、そのメンバーが個人として下す判断が食い違う」というものがある。例えば、ある役人が、政府としては貧しい人々を助ける義務があると考え、彼らに食料を配る仕事に従事しているが、個人としては貧しい人々を助けることには賛成していないといったケース（柏端, 2007: 166, 168-69）である。⁶

個人が集団の一員として為すべきことと個人的な見解との矛盾に苦しむという状況や、集団が支持している意見に個人的には賛成していないといった状況は、ありふれたものである。これらのケースは、集団の判断とそこに所属する個人の判断との間に乖離が生じうることを示すように思われる。

上で述べた通り、集団をそのメンバーたちとはある程度独立した仕方捉え、集団それ自体に帰属されるような意図や行為、信念や態度等を問題にすること

⁶ 他にも、M. ギルバートが用いている詩の読書会の例（ある詩の評価について全員でまとめた意見に、個人的には誰もコミットしていないということが生じる）（Gilbert, 1989: 288-90）などが挙げられる。

を、私たちは実際によく行っているし、それが必要となる状況は確かにあるように思われる。この点は、上で見たように、集団に対して具体的に帰属される意図や行為等の内容が、メンバー個人のそれと相反しているケースにおいて、とりわけ明確になるのである。

以下で取り上げるプティットの議論は、まさに、上で示したような「集団とメンバー個人との間の判断の乖離」という状況に焦点を当てたものである。

2. 集団行為に関するプティットの議論 (1) 推論的ジレンマ

2.1. 基本的構造⁷

プティットは、ある種の集団が、メンバーの心と非連続的な仕方ですれ自体の心を持ちうることを主張し、そのような集団の具体的な特徴について論じている。これを支持するために彼が持ち出すのが「推論的ジレンマ (discursive dilemma)」と呼ばれるジレンマである。以下ではこの推論的ジレンマについて詳しく見ていく。

あるダンサーがバレエ団の入団テストを受け、3人の審査員が審査を行うという状況を考える。⁸ 審査は芸術面と技術面の双方においてダンサーが必要なレベルを満たしているかという観点から行われる。両方の面において十分なレベルにあると判断されれば、合格である。審査員 A、B、C は各々、独立に評価を下し、ダンサーの最終的な合否は多数決の結果で決まるとする。3名の審査員はそれぞれ次のような評価を下した。

⁷ 推論的ジレンマは、法学の分野で見出されたパラドクス (doctrinal paradox) を一般化したものである (Pettit, 2003: 168)。プティットは法廷の例を用いて議論を始めているが (ibid.: 168-70)、本稿では、法廷の例ではなく、同様の問題が生じる別の状況を例にとってジレンマの基本的構造を示す (プティットの用語法を用いれば、社会的一般化 (the social generalization) (ibid., 170-72) を施した形でジレンマを導入する)。

⁸ この例は、(Pettit, 2003: 168-72) においてプティットが用いている例を参考に著者が作成したものである。

	A	B	C	多数意見
芸術面	合格	不合格	合格	合格
技術面	不合格	合格	合格	合格
総合評価	不合格	不合格	合格	不合格

表 1：各審査員の評価と項目ごとの多数意見

さて、ここでダンサーの最終的な合否について考えてみよう。

注意すべき点は、3名の意見を取りまとめる方法である。もしも総合的な評価のみについて投票を行い、その多数決で合否を決めるとすれば、合格1、不合格2で結果は不合格となる。だが、取りまとめる方法は他にもある。芸術面の評価と技術面の評価、それぞれについて別個に投票を行ったとしよう。芸術面の評価は合格2、不合格1で、多数意見は「芸術面は十分なレベルに達している」ということになる。技術面においても同様である。すると、それぞれの面の評価に関する多数決の結果から演繹される形で、「総合評価において合格」という判定が導かれる。このような仕方意見を取りまとめることも、十分に合理的であろう。

ここでは、複数の人々の意見を取りまとめる手続きの違いによって、最終的な結論が異なってしまうという事態が生じている。合否を判定されるダンサーの立場からすれば、単なる形式的な手続きの違いによって合否が左右されてしまうことは望ましくないであろう。だがこのような事態は、実際のところ様々な場面で避けがたく生じてくるものと考えられる。オリジナルの例は裁判において判事の意見を取りまとめるというものだが、上記のように試験の合否を判定する場合等、複数の人々の間で一定の判断を下さなければならないような様々な場面で同様の困難が生じる。

ここで注意すべきは次の点である。即ち、人々の意見を取りまとめる手続きの違いによって結論が異なるという事態は、いずれかの手続きが人々の意見を適切に反映出来ていないがゆえに生じるわけではない。そうではなく、いずれの手続きも理にかなってはいるのだが、それにも関わらず導かれる結論の違いが生じてしまうのである。

上では意見を取りまとめるための異なる二つの手続きが示されたが、これら

はそれぞれ「帰結中心手続き (conclusion-centered procedure)」「前提中心手続き (premise-centered procedure)」と呼ばれる。結論を下すべきことがら (上の例では総合評価) と、その前提となる一連のことがら (上の例では芸術面の評価と技術面の評価) に関して、結論について多数決を行い、多数意見を集団の見解とするのが帰結中心手続きである。そして、個々の前提について多数決を行って、それらの結果から演繹的に結論を導くのが前提中心手続きである。上の例で見たように、これら二つの手続きは異なる結果を導きうる (Pettit, 2003: 168-9)。

では、手続きの違いによる結果の違いは、どのような場合に起こるのだろうか。それは、集団の中で、異なる前提について肯定的に答える多数派がそれぞれ異なり、それら異なる多数派の共通部分それ自体は多数派ではないような場合である。このとき、結論について肯定的に答える人々は少数派に過ぎなくなる (ibid.: 169)。上記の例に即して言えば、芸術面で肯定的な評価を下す多数派は A、C、技術面については B、C だが、結論となる総合評価で肯定的な答えを出しているのは C ただ一人である。⁹

2.2. 通時的一般化

上では、複数の人々が意見を取りまとめてひとつの判断を下す際に、個人個人の意見は一定であっても、取りまとめる手続きの違いによって、導かれる結論が異なってしまう場合があることを示した。このような事態は、裁判や審査等、様々な場面で起こりうる。

だが、そうだとしてみてもなお、この手のケースは日常的な場面にはさほど関わらないように思われるかもしれない。上で述べた例の特徴は、人々の意見を総合してひとつの判断を下す際に、考慮に入れられるべき具体的なことがらがあらかじめ定められているという点である。例に即して言えば、ダンサーの入団の可否を決める際に、「芸術面」「技術面」という二つの観点からのみ評価が為されることがあらかじめ決まっている。さらに付け加えれば、審査員たちは

⁹ なお、例では前提の連言として結論を導くケースが問題となっているが、同様のパラドクスは、前提の選言から結論を導くケースにおいても生じうる。これは選言が連言の否定であることを考えれば明らかであろう (Pettit, 2003: 169)。

互いに相談等をせず、各々が独立に自らの見解を定めて、最終的な決定を多数決に委ねている。このような形で意思決定が為されることは、実際にあるにしても、限られた文脈でのことになるだろう。

実際に複数の人々が意見を取りまとめて判断を下す場合には、もっと違った手続きが取られうる。ダンサーの入団審査のような場合であれば、審査員たちは芸術面や技術面での評価以外に、ダンサーの性格や将来性、他のメンバーとの相性など、様々な点を考慮に入れるかもしれない。そもそも、考慮に入れるべきことがらについての考えが、各審査員の間で異なっている場合もありえよう。そして、審査員たちは、考慮すべき要素は何かといった点まで含めて互いに話し合いを行い、その上で入団の可否に関する結論を導くかもしれない。複数人の意見を総合する際のこのようなやり方は、現実的なものだが、ダンサーの入団審査の例に示された手続きとは大きく異なっている。要するに、入団審査の例においては、人々がひとつのことがらについて決定を下す手続きがかなり形式化されたシステムティックなものとなっており、その点ではさほど一般性がないように感じられるのである (Cf. Pettit, 2003: 172-73)。

だが実のところ、同様の事態は広範に起こりうる。以下ではこの点を、ペティットの議論 (ibid.: 173) に基づいて示していこう。

上で見てきたケースは、人々があるひとつのことがらについて意見を取りまとめ、判断を下すというものであった。これに対し、人々がある期間に渡って、様々な問題について判断を下していくような場合を考えてみよう。いくつかの問題について判断を行っていくうちに、彼らは、以前に多数決を下した一連の問題と関連するような問題に直面することがありうる。このとき、意思決定の手続きの違いに応じて、結論の違いが生じる余地が生まれる。P か非 P いずれかを選ばなければならない状況で、彼らが過去に下した一連の判断と整合的な選択肢が P だったとする。だが他方で、その時点においてはメンバーの多数が非 P を支持していたとする。この場合彼らは、過去に支持した見解との不整合には構わずに、現時点のメンバーの中での多数意見を採用するか、それとも現時点での多数意見を脇に置いて、過去に支持した見解に基づいて新しい問題に対する判断を下すか、いずれかを選ぶ必要がある。

この状況は、以下のような仕方で表にまとめることができる。

	A	B	C	多数意見
時点 t1	O→P	not (O→P)	O→P	O→P
時点 t2	not (O)	O	O	O
時点 t3	not (P)	not(P)	P	not (P)

(但し、 $t1 < t2 < t3$)

表 2 : 通時的な推論的ジレンマが生じる状況

A、B、Cのメンバーから成る集団において、時点 t1 における多数意見は O→P、時点 t2 における多数意見は O である。これらと整合的な意見は P である。だが、時点 t3 における多数意見は非 P となっている。入団審査の例と照らし合わせると、現時点（上の表では t3 がこれに該当する）の多数意見を採用するやり方が帰結中心手続き、過去に支持した見解と整合的な判断を下すやり方が前提中心手続きに該当していることが見て取れるだろう。

このように、複数の判断が共時的にではなく通時的に為される場合においても推論的ジレンマは生じる。そして、このような通時的な判断の間でのジレンマは、先述の入団審査の例のように集団でひとつの決定を下す手続きが形式化されていなくても生じうる。このタイプの推論的ジレンマは、一定期間にわたって存続し、その間に様々な判断を形成していく集団であれば生じうるのである。そのような集団は決して特殊なものではなく、むしろ様々な形で存在していると言えよう。

以上に示した状況において生じているのは、個々の問題に対するメンバー個人個人の見解の反映と、メンバーたちの意見を取りまとめた形で下される複数の判断相互の整合性のいずれか一方を優先させなければならないという困難な選択であり、一方を選べばもう一方が犠牲になってしまうというジレンマである。¹⁰

¹⁰ プティットは通時的一般化以外にも一般化の仕方を挙げている (Pettit, 2003: 170-72, 174) が、簡潔のため、ここでは省略した。

3. 集団行為に関するプティットの議論 (2) 理由の集合化

3.1. なぜ一方の手続きが優先されるのか

推論的ジレンマの存在から以下のことが言える。即ち、人々が集団で意思決定を行う際に、前提中心手続きを取ることで、メンバー個人個人の判断や意図に還元する形では理解できず、集団それ自体に帰属させるほかないような判断や意図が成立しうる。前提中心手続きにおいては、これまで集団で為してきた他の判断や意図との整合性という基準によって集団への判断や意図の帰属が為されるが、これはメンバー個人個人の判断や意図とは独立な仕方では集団への判断や意図の帰属を行う根拠でありうる。要するに、推論的ジレンマ、そしてジレンマの一方の選択肢である前提中心手続きによる集団の意思決定は、「その時のメンバー個人個人の心の状態からは独立な、集団それ自体に帰属される心の状態がある」という可能性を示していると考えられるのである。

とはいえ、次のような疑問が直ちに浮かぶであろう。推論的ジレンマは、集団でひとつの問題に関する意思決定を行う際に、個人個人の見解の十分な反映と、集団において下される様々な判断の間の整合性とを天秤にかけなければならない状況が生じうることを示している。だが、このように両者の間に緊張関係があるとしても、そのことから、後者を優先すべきであるという結論は必ずしも出てこない。

むしろ、次のように考えることもできる。例え過去に集団において為された諸判断との間に多少の齟齬があったとしてもなお、今現在メンバーの多くがコミットできないようなことよりは、現在の多数派の考えの方が、集団に帰属される判断として相応しいのではないか。個人にも、時間の経過とともに心変わりをして、過去の判断とは齟齬のある判断を為すことがある以上、集団にも同様のことが起こるのは決しておかしい話ではない。また、集団のメンバーがそれなりに合理的であれば、現在の多数派の考えが過去に集団で為してきた諸判断との整合性を著しく欠くような事態は、そもそも起こらないのではないか。要するに、集団における現在の多数派の判断ではなく、過去に集団において為されてきた諸判断と整合性を保つ判断こそをその集団自体の判断として採用すべき積極的な理由があるかどうか疑わしいのである。

だが、プティットによれば、推論的ジレンマに際して、多くの集団は帰結中心手続きよりも前提中心手続きを採用する。これはなぜだろうか。以下でプティットが提示している議論を詳しく示そう。

なお、プティットは、前提中心手続きにおいて為されているように、メンバー個人個人が行う熟慮や判断の内容を問わず、あくまでも集団として為された諸判断だけを見て、それらの間の合理的関係のみを問題とすることについて「理由を集合化する (collectivize reason)」という表現を用いている (Pettit, 2003: 175)。以下では本稿でもこの表現を導入していく。

3.2. 理由の集合化が生じる根拠

それでは、プティットの議論を見ていこう。¹¹

彼によれば、目的を有する集団は、不可避免的に推論的ジレンマに直面し、その際に理由を集合化せよというプレッシャーに晒される。このことは以下の議論によって示される。

- (1) 共通の目的 (common purpose¹²) の追求に合わせて自分たちの行為を協調させていく個人たちの集合 (collection) は、具体的な機会や手段等について、一連の判断を下していく必要がある。
- (2) 判断のためには明示的な議論と熟慮が必要になる。これにより、集団において下された判断の歴史が徐々に生成され、記録されていく。
- (3) 過去の諸判断は、それらと整合的¹³でなければならないという形で、今後為すべき判断に対し制約を課す。¹⁴
- (4) 従って、集団は、一定の期間にわたって、互いに合理的に関連した諸問題

¹¹ 以下 (1) ~ (7) は、プティットの議論 (Pettit, 2003: 176-77) のうち、本稿での議論に合わせて必要な部分のみを示したものである。本稿 3.5.を参照せよ。

¹² この「共通 (ないし共有) の目的」について、原著では“common purpose” (Pettit, 2003: 176) や“shared purpose” (ibid.: 181) といった語を用いている。これらの表現は特に区別されて用いられてはいないようである。

¹³ 原著では“consistent—or coherent in some looser way—” (Pettit, 2003: 176) となっている。

¹⁴ プティットはこの制約を満たせる選択肢が一通りになるであろう旨を述べている (Pettit, 2003: 176) が、この点は必ずしも自明でないように思われる。また、仮に一通りに定まらなかったとしても、以下で述べられるようなジレンマは成立するであろう。

に直面し、メンバー個人の見解への反応性の最大化が集合的合理性 (collective rationality) の確保がいずれかを選ばなければならなくなる (推論的ジレンマ)。

(5) もし、一定の期間にわたる複数の判断の間に不整合が生じることを許容してしまえば、その集団は、目的を効果的な仕方では追及することができなくなり、また、信用できる仕方では当の目的を追求しているとも言えなくなってしまう。

(6) 目的を追求する集団は、目的を効果的な仕方では追及し、また、自身を当の目的を効果的な仕方では追及しているものとして示すことができなければならない。そうでなければ、集団はメンバーからの支持を失い、また集団の外にいる人々からの尊敬を失う。

(7) 従って、目的をもつ集団は皆、理由を集合化して、整合性等、理由に関連するテストをパスするような集合的判断を下し、それに基づいて行為しなければならない。

以上がプティットの示した議論の概要だが、いくつか明確化を要する点が含まれている。以下で順を追って見ていく。

3.3. 集団の「共通の目的」

まず、(1) ~ (4) について。ここでの議論は、集団での意思決定において推論的ジレンマが起こりうるということを示しており、前節までで見てきた内容と部分的に重複している。但し、新しい内容として、問題となる集団において共有された目的があり、その達成のために自分たちの行為を協調させていくという条件が加わっている。

共通の目的の追求とそのための協調という条件は、推論的ジレンマの発生に対してどのように寄与しているのだろうか。この点を考える上で、ここで言われる「共通の目的 (common purpose)」ないし「共有された目的 (shared purpose)」¹⁵がどのようなものかについて、明らかにしておくことが必要であろう。これらについてプティットはあまり多くを述べていないが、ここではプティットの議論から読み取れる含意を汲み取って論述を進めていくこととする。

¹⁵ これらの表現については注 12 を参照せよ。

まず、「明示的な議論や熟慮に基づいて、具体的に何を為すべきかについての判断を行い、共有していくことが目的達成のためにつねに必要となる（(1)、(2)より）」という主張から、次のことが言えよう。ここで想定されているのは、個人個人が独力では達成できず、達成のために、統制された仕方での協調が必要となるような目的のはずである。さらに、プティットは自らの議論の中で、目的の共有に関し、集団の中の慣習や共通知識¹⁶との関連に簡潔に触れている（Pettit, 2003: 181）。

以上の点から、彼の考えるところの目的の共有のあり方を、概ね次のようなものとして捉えられるだろう。即ち、集団のメンバー全員が、全員の協力を必要とするようなひとつの事態の実現を目指しており、かつそのことがメンバー間で共通知識になっているといったものである。¹⁷

人々がこのような目的を共有している場合、彼らは以下のようにしてジレンマを見出すであろう。即ち、まず達成のための具体的な段取りについて判断を下していくことが彼らにとって必要となり（(1)）、そのために必要な議論と熟慮の過程において、自分たちがこれまで下してきた判断が明示化され、共有されていくこととなる（(2)）。よって、今後どのような判断を下すことが合理的かについてそれらが含意することがらも彼らの間で明らかになっていく（(3)）。この段階において、当の人々は、判断を下すための方法として異なる二種類があることに気付くはずである。即ち、現時点での多数派意見を採用するか、それとも過去の判断との整合性によって決めるかである。この二つのやり方のそれぞれで選ばれる選択肢のうち、いずれか一方に決めなければならない（(4)）。

¹⁶ ここで言われている「慣習 (convention)」や「共通知識 (common knowledge)」について、原著では特に注記はないが、“the mutual-awareness approach” (Pettit, 2003: 181) という記述から、D. ルイスや S.R. シファーらの議論を下敷きにしているものと考えられる。慣習については Lewis, 1969 を、共通知識についてはルイスの前掲書と Schiffer, 1972, Walker, 1991 を参照せよ。

¹⁷ 後述する本稿での議論は、「共通 (common)」や「共有 (share)」の意味を強く取って、それらのうちに集団行為者性の含意を読み込んでいけば、反論が可能であると思われる。だが少なくとも、プティットの議論のある部分は、「共通／共有」にそこまで強い意味を読み込まなければ成立しないということが言えよう。

3.4. 何と何のジレンマか

ここで、推論的ジレンマについて一点明確化を行いたい。それは、ジレンマが起こるとされる状況において、厳密には何と何の間の緊張関係が問題になっているのかということである。

上で述べた(4)の状況について考えてみよう。新たに判断を下すべき問題について、判断基準が二種類あることは上で述べた通りである。だが、それらのうちのいずれに従っても、結局のところ同じ判断が下されるというケースは生じうる。つまり、現時点におけるメンバーの多数意見と、過去の判断に照らして整合的な意見とが内容上一致することはありうる。この点は自明であろう。

注意すべきは、支持される意見の上で違いがないとしてもなお、判断を導く基準における違いを問題にできるということである。ジレンマは単に判断の内容のレベルで起こっているのではない。その背景には、判断に当たって採用すべき基準の選択のジレンマがある。より具体的に述べよう。推論的ジレンマにおいては、例えば、集団の意見としてPと非Pのいずれも合理的であり、どちらを選ぶべきかはっきりしないといった状況が起こる。これは根本的には、現時点におけるメンバーの多数意見と、集団において為された過去の判断に照らして整合的な意見、どちらを集団において採用することも理にかなっており、どちらを選ぶべきかはっきりしないということに起因している。

ここでは、異なる二つのレベルでジレンマを見出すことができる。これらをそれぞれ、「内容上のジレンマ」「方針上のジレンマ」と呼ぶことにする。先述した例に則して、二種類のジレンマの対応関係を表にまとめると、以下のようになる。

内容上のジレンマ	方針上のジレンマ
P	集団における過去の諸判断との整合性
not(P)	現在の多数意見

表3：推論的ジレンマの二層

内容上のジレンマは、方針上のジレンマゆえに生じていると言える。すると、

推論的ジレンマにとって本質的なのは前者よりも後者であると言えよう。

以上の点を踏まえた上で、集団として為される諸判断の間の整合性が重んじられるのはなぜかについてのプティットの議論（(5)～(7)）を詳しく見ていこう。

3.5. 集団レベルの通時的合理性が求められる理由

それでは、(5)～(7)について検討していく。ここでは、推論的ジレンマにおいて、メンバー個人の見解への反応性の最大化を選び、集団において為される諸判断の間の不整合を許すことの問題点が、二点において指摘されている。それぞれについて詳しく見ていく。

まず一点は、他の諸判断との間に不整合を許すと、目的の追及が妨げられるということである。この点は、上で見たような目的の共有のあり方に照らして考えれば妥当であろう。

もう一点は、他の諸判断との間に不整合を許せば、集団自体を目的を効果的に追求できるようなものとして「示す」ことができなくなってしまうということである。これができなければ、集団へのメンバーからの支持や集団の外の人々からの尊敬は失われるとされている。ここで考えられているのは、集団それ自体のある種の見え方の問題である。

ここで、先述したプティットの議論に関し、本稿では簡潔のために割愛した部分について触れておきたい。プティットは、集団における諸判断の整合性を保つ際に、現時点での判断に合わせる形で過去の判断を覆すのではなく、過去の判断に合わせて現時点での判断を下さなければならないというプレッシャーが集団に対して働くことも論じている（Pettit, 2003: 177）。¹⁸ その議論におけるプティットの論拠は、集団が周囲からの信用を保つことが必要であるためという、上で挙げたのと同様の点に置かれている。該当個所のプティットの論述は、具体的には次のようなものである。

¹⁸ これは、推論的ジレンマの一般化の方法のうち、本稿では取り上げなかったもの（後件否定一般化（the *modus tollens* generalization）（Pettit, 2003: 174））に関わる論点と考えられる。

もし、集団が常に、想定されている事例について、自らの過去のコミットメントのいずれかを放棄することで整合性を確立しようとしていけば、その集団は自身を、目的を効果的に追求しているものとして示すことができなくなるだろう。もしこの集団が、現在の判断を過去の判断によって導くことを決して許容しなければ、そのような常に気まぐれな存在は誰からも真剣に取り合ってもらえなくなるだろう (ibid.)。

このように、ここでもやはり集団の対外的な見え方が問題となっている。より詳しく述べれば、信用や尊敬をもって互いにコミュニケーションを取り合うに値する相手だと感じられるような見え方を集団が示しているかどうか重要なポイントとして扱われているのである。

周りから見て、一度コミットしたことは基本的に守るはずだと信用できるようなあり方をしていなければ、集団への信用は失われてしまう。このような仕方では集団への周囲からの尊敬や信用が失われる状況は、実際に日常的に生じている。例えば、プティットの例 (Pettit, 2003: 177-8) を用いると、その都度の党内の多数意見に合わせた結果、同時に実現不可能な複数の公約や方針を掲げるようになった政党が支持を失ってしまうといった状況が想定できる。¹⁹

しかし、そもそも周囲から信用を失うといった状況が生じること、そしてそれを防ぐことが理由の集合化の動機づけになるということが当てはまるような「集団」は、おそらく稀なものではないとはいえ、それが成立しうる文脈は限定されたものとなるはずである。この点については後でより詳しく扱う。

上記の議論においては、人々が集団での意思決定を行っていく際に、諸判断の間の整合性や合理性がなぜ重要となるのか、その根拠が二点示されている。即ち、第一に、集団における共通の目的の達成のためには、集団において下される諸判断の間の整合性が要請されること。第二に、集団に対する信用や尊敬

¹⁹ 本稿ではもっぱら、集団外の人々からの集団への尊敬や信用に焦点を当てていくが、プティットが言及している、集団メンバーからの集団への支持についても、同様に考えていくことができるだろう。つまり、振る舞いに整合性があり、やると決めたことはきちんと守るといった態度を示すことが、メンバーからの集団への支持を支えるものだと考えられる。

の維持のためには、集団において下される諸判断を整合的に保っていく必要があること。

すると、理由の集合化のプレッシャーを生む要因には、共通の目的の達成に関わるものと集団の対外的な信用に関わるものの二種類があると言える。以下ではこれら二種類のプレッシャー要因をそれぞれ、単に「目的の共有」「信用の確保」と呼ぶことにしよう。

3.6. 理由の集合化と集団行為者性

推論的ジレンマにおいて理由の集合化が促されることを示した上の議論を受け、ここでは、理由の集合化と集団行為者とをプティットがどのように関係付けているのかについて述べる。

プティットは次のように述べている。

あるシステムが志向的主体と見なせるのは、それが通時的に (over time) 志向的態度を維持し、合理的に許容可能な仕方では、——少なくとも直観的に適切な (feasible) 制限の範囲内で、直観的によい (favorable) 条件のもとで——、それらの態度を形成したり、消去したり、それらの態度に基づいて行為したりするときのみである。つまり、一定の合理的統一性を示すときのみである (Pettit, 2003: 180)。

集団の場合に即して言えば、集団を志向的主体と見なせるのは、それが一定の期間にわたって、合理的な一連の態度や行為を示す時のみであるということになる。

つまりプティットは、集団において下される一連の判断（そしてそれに基づいて為される行為）が合理的であることが、集団それ自体をひとつの主体として見る根拠を成すと考えているのである。平たく言えば、集団が通時的に合理的な判断を下し、合理的な振舞いを為しているならば、その集団は態度や意図や行為の主体に他ならないというわけである。²⁰

²⁰ 参照元であるプティットの 2003 年論文 (Pettit, 2003) は厳密には志向的主体についての話だが、後のシュヴァイクアートとの共著論文 (Pettit and Schweikard, 2006: sec.5) では、

すると、推論的ジレンマに際して、集団としての諸判断の間の整合性を優先させることで今後の判断や行為を導いていく集団とは、それ自体がひとつの行為主体であるということになる。もちろんこの場合、メンバー個人個人の見解の反映は犠牲にされている以上、集団に帰属される判断は個人個人の判断からの構成物ではないものになっている。これは即ち、前者が後者から独立しており、還元が不可能であるということに他ならない。

つまり、理由の集合化によって、個人個人の集まりは非還元的な集団行為者になるというのが、集団行為者に関するプティットの考えなのである。

4. プティットの議論の検討

4.1. 理由の集合化へのプレッシャーの二要因

前節では、集団それ自体に判断や意図を帰属できる可能性を推論的ジレンマに訴えて示す議論を見てきた。これに対し、以下で批判的検討を行いたい。具体的には、推論的ジレンマに際して理由の集合化へのプレッシャーが生じる根拠とされた二点について詳しく見ていき、それを通して、プティットの論じるような意味において還元不可能な集団行為者が成立しうるのかどうかを考える。

集団に対して理由の集合化のプレッシャーがかかる理由として、プティットは二点を挙げていた。即ち、共通の目的の達成と、集団に対する対外的な信用の確保である。順に取り上げていこう。

4.2 目的の共有による理由の集合化

4.2.1 共通の目的がもたらす影響

まず、人々の間に共通の目的があれば、その達成のために集団全体での通時的に合理的な振る舞いが要請されるという点について。前述したように、達成のために複数人の中での統制のとれた協調を要するような行為には様々なものがある。そのような行為の達成を目的とする場合ならば、プティットの言うよ

2003年論文と同様の推論的ジレンマに訴えた議論によって集団が行為者たりうることが述べられている。

うな要請が生じることは確かであろう。

だがこの点を認めれば、今度は逆に、メンバー個人個人が集団の通時的合理性を阻害するような振る舞いを支持する動機づけが疑わしくなってくる。メンバー個人個人が共通にコミットする究極的目的の達成にとって、集団の通時的合理性を保つことが必要なのであれば、メンバー個人個人は結局のところ集団の通時的合理性を保つような判断や振る舞いにコミットせざるを得ないのではないか。仮にあるメンバーが、集団の通時的合理性を損なうような判断のある一面を好ましく思ったとしても、その人は自分の持つより上位の目的（即ち、メンバー間に共通の目的）を考慮することで、その判断を取ることはできないと気付くであろう。

上では、「目的の共有」ということを次のように理解したのであった。即ち、集団のメンバー全員が、全員の協力を必要とするようなひとつの事態の実現を目指しており、かつそのことがメンバー間で共通知識になっているということである。これは即ち、メンバー各々が同じ内容の目的を自らのものとして持っているということに他ならない。この点からは、集団に帰属される判断の還元可能性が導かれることとなる。以下で詳しく述べよう。

4.2.2. 目的合理性と還元可能性

共通の目的に訴えた理由の集合化に関して、次のことが言える。即ち、メンバー各々が共有された目的の達成のための目的合理性を考慮することにより、集団としての判断が結果的に通時的整合性を保つ形になったとしても、その判断自体はメンバー個人個人によるその時点の最善の判断から構成された（つまり、帰結中心的に生み出された）ものと見ることができる。なぜなら、メンバー個人個人は「集団として下す諸判断が通時的合理性を保っているかどうか」ということ自体を考慮せずとも、単に「ある目的を最も効果的に達成するためには何を為すべきか」という考慮のみによって、集団としての通時的合理性を保つような判断を支持するはずだからである。メンバー各々が合理的であって、全員の協調がなければ達成できないようなことを全員が共通に目指しているならば、メンバー個人個人の判断は最終的に集団として見た時の通時的合理性を保つようなものに落ち着かざるを得ない。このとき、メンバー個人個人の判断

と集団としての通時的合理性を保つ判断との間に乖離が生じる余地はない。

要するに、このような場合においては、集団レベルでの諸判断の間の通時的合理性は結果的には維持されるものの、その際に「集団レベルでの諸判断の間の通時的合理性を保つこと」それ自体は動機づけの役割を果たさないのである。

この点は、還元の可否に関し、次のような含意を持っている。集団として為される一連の判断が通時的合理性を持つことには、確かに一定の意義がある。だが、仮にこれが単なる道具的な意義、つまり個人個人の目的の達成のために都合がよいといった意義に尽きるものだったとしよう。この場合、結果として集団が通時的に合理的な一連の判断や振舞いを示しているように見えたとしても、それらは、集団を志向的主体や行為者として見ることなしに、メンバー個人個人が自分の持つ目的に照らして行った判断や振舞いに訴える仕方での説明が可能である。つまり、還元的説明が可能であることになる。²¹

ここでは、推論的ジレンマの状況において現れたかに思われた「還元不可能な、集団それ自体の判断」が、結局は還元可能なものに過ぎないという見方が示されている。集団として為される一連の判断の間に通時的合理性が保たれることの根拠が、単に上述のような道具的なものに過ぎないのであれば、還元不可能性は言えないというのである。

²¹ ここで、「ある人が個人的な信条や希望に全く相反するような会社の方針に渋々従って行為する」といった状況をどう考えるのかという疑問が生じうる。この場合、当の人については「いくら渋々とはいへども、所属する集団（会社）の目的に従って行為しているからには、その人は結局のところ、その目的を自分自身のものとしているのだ」という説明は、当の人が抱きうる葛藤に照らしてあまりに単純すぎるような印象を与える。だが、ここまでの本稿の議論はこのような説明を導くものに思われるかもしれない。

この点に関し、本稿の立場からは次のような説明が可能である。ある集団に所属する人には、まさに集団に所属することによって、集団メンバーと目的を共有することが規範的に期待されると考えられる。そのため、その期待に相反するような欲求を持つ場合、葛藤に陥ったり、不満を抱きつつ自分の欲求を押し殺して行為したりすることになる。このような説明に関し、集団への所属が目的の共有に関する規範的期待の根拠を成すのがなぜなのかは当然問われるが、それに対し集団行為者性の導入によって答えが与えられるということは必ずしも自明でないだろう。集団行為者性それ自体は必ずしもそのような規範的期待の成立を含意しないと思われるし、また、他の仕方でも当の期待の源泉を説明できる可能性もある（この論点は、「個人の考えを押し殺して所属する集団の方針に従う」という形の自己犠牲について論じた柏端の議論（柏端、2007: 第Ⅱ部）に対する塩野（2008）の批判に示唆を得たものである）。

4.2.3. 目的の共有によるジレンマの不成立

以上で述べた状況を、上で導入したジレンマのレベルに関する区別を用いて記述してみよう。

集団において目的が共有されている場合、過去の諸判断との整合性が現在の多数意見かという方針上のジレンマは生じない。「共通の目的の達成のために最適な判断を下す」という、いわば上位の方針のもとでは、通時的な整合性と多数意見の反映という二つの方針は、実質的な結果の違いにつながるような対立を生むものではない。集団のメンバーたちは、この二つの方針の間での選択に悩むようなことはせず、ともかく共通の目的の達成に当たって最適であるような判断を下し、そして下された当の判断は結果的に二つの方針のいずれも満たすものとなるであろう。この場合、内容上のジレンマも当然ながら生じないことになる。

このような状況で、集団としての判断が通時的整合性を保ち続けることは、単にメンバー各々が共通の目的の達成に向けて為すべきと判断したことを為した結果として、付随的に成立しているだけであると言える。すると、集団の振る舞いは、例え通時的合理性を示しているとしても、メンバー個人個人が共通の目的の達成に向けて振る舞っているという還元的な見方から十分に説明可能と考えられる。

プティットによれば、意図や行為の主体たる条件は、通時的合理性を持った振る舞いを示すことである。だが、もしもある集団が振る舞い上の通時的合理性を示したとしても、それがメンバー個人個人の合理的な振る舞いに還元する形で説明できるものならば、わざわざ集団そのものを行為の主体として捉える説明を持ち出す必要はないのではないか。問題となっている種類のケースにおいて、集団を行為者として捉えることなしに捉えきれないような側面はないのではないだろうか。

4.3. 信用の確保と理由の集合化

4.3.1. ジレンマの不成立と集団行為者性の成立

続いて、理由の集合化へのプレッシャーとして挙げられたもう一つのポイントを取り上げる。即ち、集団への信用や尊敬を得るために集団の通時的合理性が要請されるという論点である。結論を先取りして述べれば、非還元的な志向的主体ないし行為者として集団を扱う必要性は、この点を考えることで初めて明らかになる。

「信用の確保のために通時的合理性を示す必要がある」というポイントは、上で見た「目的の共有ゆえに通時的合理性を持って振る舞う必要がある」というポイントに包摂されそうにも思われる。つまり、「共通の目的」の一例として「集団への信用を得る」というものがありうるというわけである。だとするとこの場合も、メンバー個人個人は結局のところ、集団として為される判断の通時的合理性を保つような判断に自分のコミットメントを一致させるほかない。よって、推論的ジレンマが生じ、その中で理由の集合化へのプレッシャーがかかるという状況は、やはり生じないと考えられる。

以上より次が言える。集団として通時的に合理的な見解とメンバーの多数意見の間の乖離（内容上のジレンマ）、そしてその背後にある、集団において下される判断のレベルでの通時的合理性の最大化とその都度の多数意見の反映という手続き上の対立（方針上のジレンマ）は、実際のところ、プティットが述べるような形では成立しないと考えられる。

すると、次のように思われるかもしれない。推論的ジレンマと理由の集合化の議論を通じてプティットが示そうとしていた、それ自体でひとりの行為者であるような集団、すなわち「集団行為者」なるものは、実のところ成立し得ないのではないか。それは、一見すると成立しているように見えても、メンバー個人個人に還元できるようなものにすぎないのではないか。

そうではない、というのが以下で述べたいことである。この点を議論する上で、集団への信用ということが大きな鍵となってくる。

4.3.2. 信用を伴うコミュニケーションと行為者性

4.2.での議論を振り返ってみよう。

共通の目的の達成が問題となる場合、メンバー個人個人は、目的の達成のために最も合理的であるような判断を下す。このとき、各々が集団そのものを行為者として見る観点を持たずとも、全員の判断は自ずと集団としての通時的合理性を保つものになるはずである。

これに関し、次の点に注意されたい。即ち、このように目的合理性に訴える場合、還元的理解が可能と言えるのは、単に個人個人にとって合理的な判断と集団としての通時的合理性を保つ判断とが同じ内容になるからではない。そうではなく、集団において一定の判断が下される理由が「集団としての通時的合理性が保たれる」ということを持ち出さずとも十分に理解可能である（つまり、個人個人にとって最も合理的であるということだけに訴えて理解可能である）からこそ、還元可能性が言えるのである。

「集団への信用」がメンバー共通の目的となっている場合においても、事情は変わらないように思われる。だが注意すべきは、目的とされていることがら、つまり、集団それ自体が周囲からの信用や尊敬を得る・まともに取り合ってもらおうといったことの内実である。ここで目指されていることのうちには、当の集団が他の行為者から見て、合理的なコミュニケーションを続けていくのに相応しいあり方をしているように見えるということが含まれるであろう。これは結局のところ、まともな行為者として扱えるようなあり方をしているということに他ならない。つまり、当の目的には、集団それ自体が周囲からひとりの行為者として見られるということが含まれているのである。

この場合、メンバーの間でまさに「他の行為者から見て、集団がそれ自体としてひとりの行為者と同様のあり方をしているようにする」ことが共通の目的となる。すると、個人個人が目的とすることがらのうちに、単に複数人でなければ実現できないような何かを為すことのみならず、それを為す際に集団がひとりの行為者としての振舞いを示すことも入ってくる。この場合に集団としての通時的合理性が維持される理由を、メンバー個人個人の間で共有される目的のみに訴えて説明しようとしても、「集団それ自体が行為者として振舞う」ということが入ってきてしまうのである。このとき、集団の行為者性は、共通の

目的を達成する上での単なる副次的な結果として実現するのではなく、目的に構成的な仕方関わっている。

このとき、次のようなケースが生じると言える。即ち、一群の人々が、しかるべき理由を持って、「自分たちから成る集団それ自体が周囲から見てまともな行為者に見え、まともな行為者として扱ってもらえる」ということを目指して振舞い、その結果として実際に、周囲の行為者たちとの間に、まともな行為者同士が行うような、一定の信用と尊敬に基づいたコミュニケーションが持続的に成立するというケースである。この場合、このコミュニケーションの成立自体が、当の集団に属する人々にとって望ましい影響をもたらすために、それを維持するべきであるということが人々にとってこのような振舞いを続ける理由を成すものと考えられる。さらに、このような場合、当の集団と周囲の行為者との間で行われるコミュニケーションや、その際の集団メンバーの意図等の内容を適切に捉えるためには、集団それ自体に帰属される判断や意図、行為への言及が必要になるはずである。

ところで、ここで問題にしているのは、集団それ自体が周囲から行為者として扱われることを望む理由が集団メンバーにあり、かつ、適切な態度や振舞いを示すことで実際にそのように扱われることが可能になるケースである。これは具体的にはどのような場合だろうか。ここで次の点に注意したい。プティットの議論においては、「ある集団のメンバーにとって、当の集団が周囲からの信用や尊敬を得られるかどうかに関心事となる」ということについて、特別な説明はなかった。だが、この点が「集団」と見なせる一群の人々に常に当てはまるとは思われない。プティットが「集団」として想定しているのは、対外的信用を必要としており、かつ適切に振る舞うことでそれを得られるようなタイプの集団である。これに該当するのは、既にある程度、他の行為者との関係の網の目の中に位置を持っており、その中で一定の合理的振舞いを為すことを期待されているような集団ではないか。実際のところ、集団それ自体としての判断や意図、行為が問題になる際に、具体例として登場するものの多くはこのような集団である（スポーツのチーム、委員会、企業、政府...）。

つまり、「集団それ自体がひとりの行為者となるのは、その集団が他の行為者との関係の中で、他の行為者と同様の行為者として振る舞うことを期待され、

実際にそのように振る舞い、行為者として扱われるというコミュニケーションが成立しているときである」というのが、上述の議論に含まれているアイデアだと言えよう。²²

5. まとめ：集団行為者性のあり方とその関係的性格

5.1. 還元不可能な集団行為者性のあり方

これまでの議論を踏まえて、当初の問題関心にもう一度戻ってみよう。

集団それ自体が行為者となる可能性を考える上で、プティットが注目したのは、集団としての意見とメンバー個人個人のそれとの間に乖離が生じるような状況であった。彼はこの状況を、推論的ジレンマとそこにおいて生じる理由の集合化へのプレッシャーに訴えて分析した。

本稿では、プティットの議論に即して、そもそも彼の述べるような形での集団／メンバー間の乖離と、それによるジレンマの成立自体が、実は困難なのではないかということ論じてきた。プティットが示した、集団としての意見とメンバー個人個人のそれとの間の緊張関係は、表面的なものに留まらざるを得ないというわけである。

3.4. では、推論的ジレンマが本質的には集団の意思決定に関する方針上のジレンマとして理解できることを示した。方針上のジレンマにおいて、メンバー個人個人の意見の反映でなく、集団の通時的合理性の維持それ自体を重んじる動機付けは、単なる目的合理性からは導かれない。従って、目的合理性のみに

²² これに対し、次の問いが生じる。そもそもなぜ、集団が周囲から行為者のように扱われることが起きるのか。集団が行為者としての扱いを受けることがありうるとすれば、それは集団が既に行為者としてのあり方をしているからではないのか。もしそうだとすれば、「集団が行為者としての扱いを受けることによって行為者となる」というアイデアは困難なものとなる。これは集団行為者の発生の問題と言えるが、この問題に関しては、互いに協調し合う人々の振る舞いの特徴や、我々の行為者性の認知のあり方に訴えた説明が可能であろう。ごく単純化した説明としては、次のようなものが考えられる。人々が各々、目的合理的な振る舞いを取った結果、集団レベルでの通時的合理性が副産物のような形で生じる。それがわれわれの認知においては行為者のように見え、行為者としての扱いを受ける中でやりとりが生じていく。やがて、集団がひとりの行為者として、他の行為者との相互関係の網の目の中に地位を得るようになる。

訴えて集団の通時的合理性の維持を説明しようとするならば、そのような仕方
で実現される集団行為者は、メンバー個人個人から構成され、個人個人に還元
可能なものとして十分に理解できる。

すると結局のところ、還元不可能な集団行為者なるものは成立しえないのだ
ろうか。そうではない。4.3. においては、集団そのものを行為者として扱うこ
とが不可欠となる局面が明らかにされていた。

それは、集団への信用の確保という点に深く関わっている。ある種の集団に
おいて、集団それ自体が信用を得ることは、確かに集団の通時的合理性の維持
を動機づけている。そしてそれは、集団それ自体が他の行為者との社会的関係
の中でひとりの行為者として存在していることを前提として初めて成立するこ
とである。

本章では、プティットの議論の検討を通し、集団のメンバーではなく、集団
そのものがひとりの「行為者」であると敢えて言わなければならない局面があ
るとすれば、それはどのようなものかについて考えてきた。ここまでの議論を
踏まえれば次が言えよう。そのような局面において、集団に対して用いられる
「行為者」という表現に込められる含意は、社会的関係の中のコミュニケーション
の担い手というものなのではないだろうか。さらに言えば、単に目的合理性
に従って振る舞うものという意味での「行為者」概念は、集団そのものを行為
者として扱うことを必ずしも要請しないと考えられるのである。

5.2 集団行為者性の関係的性格

集団そのものを行為者として扱うことが、単なる表現上の簡便さのためでは
なく不可避に要求され、個人の行為者の行為についての表現によって置き換え
られないような場合は、一定の種類の間脈において生じる。それは集団が他の
行為者との相互的な信用を伴うようなコミュニケーションに参加する場合であ
る。

ここで、1.2. において言及された、集団に固有の自律性という点について付
言するならば、次が言えよう。集団の通時的合理性がそれ自体として重んじら
れる契機は、集団と他の行為者との社会的関係によって与えられることが、本
稿での議論において示された。このような形で集団の通時的合理性が保たれる

とき、そのあり方は「自律性」という表現では捉えられないものであろう。なぜなら、本稿で示された集団の行為者性は、他の行為者との社会的関係の中で成立する、関係的・間主観的なものだからである。この点は、集団それ自体の行為者性が、集団の中のメンバーの行為者性からの構成関係のみに訴えては十分に捉えきれないという帰結を導くものでもある。

文献

- Gilbert, M. (1989) *On Social Facts*, Routledge.
- 柏端達也 (2007) 『自己欺瞞と自己犠牲——非合理性の哲学入門』, 勁草書房.
- Lewis, D. (1969) *Convention: A Philosophical Study*, Harvard University Press.
- Pettit, P. (2003) “Groups with Minds of Their Own,” in F. F. Schmitt (ed.), *Socializing Metaphysics*, Rowman and Littlefield, 167-93.
- Pettit, P., and Schweikard, D. (2006) “Joint Actions and Group Agents,” *Philosophy of the Social Sciences* 36, 18-39.
- Schiffer, S. R. (1972) *Meaning*, Oxford University Press.
- Schweikard, D. P. (2008) “Limiting Reductionism in the Theory of Collective Action,” in H. B. Schmid, K. Schulte-Ostermann, and N. Psarros (eds.), *Concepts of Sharedness: Essays on Collective Intentionality*, Ontos Verlag, 89-117.
- 塩野直之 (2008) 「自己犠牲は本当に可能か——柏端達也著『自己欺瞞と自己犠牲』を読む」 『福井県立大学論集』, 30, 61-78.
- 戸田山和久 (2012) 「集団心に形而上学的問題はない、あるのは方法論的問題だけだ」唐沢かおり, 戸田山和久 (編) 『心と社会を科学する』, 東京大学出版会, 117-39.
- Tollefsen, D. P. (2002) “Collective Intentionality and the Social Sciences,” *Philosophy of the Social Sciences* 32, 25-50.
- Walker, M. A. (1991) “Common Knowledge: A Survey,” *University of Pennsylvania Department of Computer and Information Science Technical Report*, No. MS-CIS-91-14. Retrieved from http://repository.upenn.edu/cgi/viewcontent.cgi?article=1502&context=cis_reports (accessed January 28, 2014).

※本研究は JSPS 科研費 (特別研究員奨励費 23・4571) の助成を受けたものです。

(つつい はるか/立教大学・日本学術振興会)